

平成29年第12回

美里町農業委員会定例総会議事録

第12回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成29年12月25日(月) 午後1時00分から午後3時06分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 買受適格証明書の交付による農地法第3条許可について
- 3 農地法施行規則第29条第1号届出について
- 4 携帯電話基地局事業計画届出書について
- 5 使用貸借権の合意解約による通知について
- 6 利用権設定の合意解約による通知について
- 7 非農地証明願について
- 8 現況証明願について
- 9 形状変更届出について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 小牛田農業振興地域整備計画の変更について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成29年12月事業報告について
2. 平成30年 1月事業予定について
3. その他

7 職務代理 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則

事務局次長 高橋 博喜

9 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから平成29年第12回美里町農業委員会の総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により会長が議長となり議事を整理する、とありますので会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより第12回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定によりお二人を議長より指名させていただきます。</p> <p>10番大崎幸信委員、11番福田なほ子委員のお二人にお願いいたします。</p>
議長	<p>4番の報告事項に入ります。</p> <p>1、農家相談日について、12月5日と12月20日に農家相談を行っております。それぞれ担当の委員の方より報告をいただきます。</p>
遊佐恭一委員	<p>最初に報告事項1（12月5日）について、12月5日、会長室にて大友職務代理と久道雄悦委員と私、遊佐の三人が担当しました。</p> <p>相談者は4人で、最初の相談者は大柳地区の●●●●さんという方で、相談内容は、昨年、●●字●●●●の田を売りましたが、自宅近くの●●地区に新たに50アールの農地が欲しいということの相談でした。農地流動化申出書（受け手の様式）に必要事項を記載してもらい、希望する農地が出るまで待ってもらおうこととしました。</p> <p>2番目の相談者は、北浦地区の●●●●さんという方でこれまで利用権</p>

の賃借料を支払っていた方が10月に亡くなり、誰に支払えばいいのかという相談でした。相続が未だのようで、権利者がどなたなのかこちらでもわからないので、賃借料は保留にし、権利者がわかるまでこのまま作付けするよう助言しました。

3番目の相談者は、和多田沼地区の●●●●さんという方で、農地を売りたいということの相談でした。農地流動化申出書（出し手の様式）に必要事項を記載してもらい、買い手が見つかるまで待ってもらうことにしました。

4番目の相談者は、不動堂地区の●●●●さんという方で現在4.5ヘクタールの農地を作付けしているとのことでした。相談内容は農地中間管理事業による農地の集積や認定農業者になるための相談でしたが、会社員であるため、農地法第3条等、別の方法で集積を図るよう指導しました。

以上です。

議長

次に、12月20日の担当委員から報告をお願いします。

後藤幸太郎委員

続きまして、報告事項1（12月20日）について、12月20日の報告をします。会長室にて渡邊会長と伊藤恵子委員、そして私、後藤の三人が担当しました。相談者はありませんでした。

以上です。

議長

ご苦労さまでございました。

議長

続きまして、報告事項2番、買受適格証明書の交付による農地法第3条許可について。3番、農地法施行規則第29条第1号届出について。4番、携帯電話基地局事業計画届出書について。5番、使用貸借権の合意解約による通知について。6番、利用権設定の合意解約による通知について。事務局より一括にて報告をいただきます。

事務局

（報告事項2、報告事項3、報告事項4、報告事項5、報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長

ありがとうございました。

議長 続きまして非農地証明願について、事務局より報告願います。また、12月15日に農地保全委員会にて現地の確認調査を行っておりますので、事務局の報告終了後、保全委員会委員長より報告を願います。

事務局 (報告事項7について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 保全委員会福田委員長より、報告をいただきます。

福田なほ子委員長 農地保全委員会は、今月も大崎幸信委員、柴山真二委員、そして委員長である、私、福田の3名が担当し、渡邊会長は常設審議委員会出席のため欠席となりましたが、大友職務代理、事務局から菊地局長、高橋次長の計6名により12月15日(金)に現地調査を行いました。

報告事項7、番号20について、現地は北浦地区の●●に位置しております。現地は昭和59年4月26日に転用許可を受けており、住宅は建築されませんでした。現況は宅地として造成されております。特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号21について、現地は荻塚地区の●●に位置しております。居宅がある宅地に隣接し、宅地と一体として使用され、20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号22について、現地は二郷地区の●●●に位置しております。現地は昭和60年4月24日に転用許可を受けており、現況は会社敷地として使用されております。特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

議長 ご苦労さまでございました。

議長 それでは続きまして8番、現況証明願について、事務局より報告願います。

事務局 (報告事項8について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 続けて農地保全委員会の福田なほ子委員長より、現地調査の結果について

て報告をいただきます。

福田なほ子委員長 報告事項 8 について、番号 1 について、現地は二郷地区の●●●に位置しております。現況は●●敷地と一体的に使用され、5 年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

議長 ご苦労さまでございました。

議長 続きまして報告事項 9 番、形状変更届出について事務局より報告願います。

事務局 (報告事項 9 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 続けて農地保全委員会の福田なほ子委員長より、現地確認の結果について報告をいただきます。

福田なほ子委員長 報告事項 9、番号 9 について、現地は不動堂地区の●●●に位置しております。形状変更する面積は●●●, ●●●. ●●●㎡で、パイプハウスにより青ねぎ等を作付けする計画であり、特に問題も見あたらず許可相当と見てきました。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでございました。

議長 以上で報告事項を終了しますが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

1 8 番、高橋建一委員。

高橋建一委員 1 8 番、高橋です。1 点目は、3 ページの報告事項、この届出は転用ですが、農業委員会としてこれから指導していくわけですが、その際事業者は測量等は実施するのか、土地改良区との話し合いとか許可等は要らないのかをお聞きしたいと思っております。

2 点目は、1 点目と関連がありますが 1 2 ページの形状変更届出、ここ

の現場に行ってみますと鉄板が敷いてあり、造成工事が途中で止まっているようですが、それを設置した経過、これまでの経過を知りたいと思いますし、また現在大型ダンプによる盛土の運搬が止まっている経緯、それで今回これが出てきたので、その辺についての説明をしていただきたいと思っています。先月総会で示された計画と違いますから、その辺も併せてお聞きしたいと思っていますし、またここも1点目と同じように、埋め立て、形状変更するに当たって測量はするのですか。そしてまた隣地との境界、土地所有者との境界の立会いは済んでいるのか、その辺をお聞きしたいと思っています。

以上です。

議長 休憩します。(13:34)

議長 再開します。(13:35)

議長 ただいまの18番、高橋健一委員の質問に対して、事務局より説明願います。

事務局 18番、高橋健一委員の質問にお答えします。

最初の質問ですが、先月総会で出されて計画の内容が違うというお話ですけれども、総会資料の3ページにつきましては、コンクリートの水槽の届出、この分につきましては全体計画の中には入っております。

質問の内容が、転用の届出と形状変更届出の2つを合わせたものだと思いますが、測量はするのかどうかについて、現地の写真を見てもわかるとおり、形状変更届出の番号9番の写真があります。少し土が置いてあり、バックホウが止まっているということで、この状態になってからしばらくになります。それでその測量の部分ですが、私が現地確認に行ったときには、計画平面図に基づき、コンクリート水槽の設置部分には白い目印のついた竹が4本暫定的に挿されておりました。その4本の竹を結んだ囲いがコンクリート水槽の部分です。その他にも目印のついた竹が挿されておりました。本格的なものにつきましては、造成工事が終わったあとに丁張を掛けると聞いておりますので、現時点ではその竹の挿してある場所がおおよその場所で、造成工事後に丁張を掛けて工事をする代表の方から聞いております。

次に2つ目の質問の道路の鉄板のことですが、鉄板につきましては農免道路、正式名称は町道●●●●●●線で●●●●●●方面に行く道路ですが、その交差点から現地まで鉄板が敷かれておりました。そこにつきましては町道ではなく農道という扱いですので、所管が●●●●●●であり、そちらの方との手続きが不備だったので、現在造成工事がストップしていると聞いております。

次に3つ目の質問ですが、隣接との境界の関係ですが、いわゆる農道である道路敷、水路敷、そして南側にある農地の所有者との関係でございますけれども、南側にある農地の所有者につきましては、造成工事は畦畔は動かさず、目視出来るように残すと聞いていますので境界立ち会いは不要とのことのようなようです。造成後に設置するビニルハウスは境界ぎりぎりまで設置するという事ではないことを、所有者には話は通したそうです。つまり現地での境界の立会いはしていないと代表の方からお聞きしています。

整理しますと、造成工事の関係の形状変更は、畦畔は見えるようにすること、隣接する農地の所有者には話は通していること、道路については、●●●●●●との協議は現在は終わっているということが今事務局で把握している分でございます。

以上でございます。

高橋健一委員

土地改良区との協議についてはどうなのですか。

事務局

土地改良区との協議については、農業委員会として速やかに協議するよう指導しました。

以上でございます。

高橋健一委員

私は以前に交換耕作で交換した農地があるのですが、そのときに町の方からも来て、測量業者も立ち会って、隣接農地との境界の確認、水路敷、道路敷との境界確認をした経過があります。ですからお聞きした訳です。その辺をしっかりとった方がよろしいかと思って質問しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。引き続き事務局、答弁をお願いします。

事務局

今後、高橋委員のご指摘どおり、事業者の至らぬ点につきましては、事

務局として助言しながら指導してまいりたいと思います。

高橋健一委員

よろしくお願いします。

議長

ただいまの18番高橋健一委員の質問に関連しますが、農地の形状変更の場合には、隣接の農道より高くはしない、高くなっても10センチという内規がありますが、同じ農地でも、転用の場合は当然境界画定が必要になります。形状変更の場合はこれまでも境界画定はしてこなかったと思います。ただ、やはり農地の所有者に迷惑がかからないような形で、先ほど事務局の説明報告にもありましたが、やはりきちんとした形で隣の農地の所有者、耕作者との協議をして、こうしますよという承諾を得る必要があるというふうには思っておりますので、今後そのように指導してまいりたいと考えます。

そのほか質問ございますか。

(なしという声あり)

議長

なければ報告事項を閉じたいと思います。

議長

続きまして、次第の5番の議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

また、農地法3条調査書についてもあわせて説明を願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成

の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は許可といたします。

これより休憩をいたします。(13:48)

議長

再開します。(14:04)

議長

出席委員全員でございますので、総会は成立しております。

議長

続きまして、議事の第2号議案に入ります。第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案について審議をいたします。

審議をいたしますが、議案番号289番、290番、298番、300番から316番の20議案を除いた32議案について審議をいたします。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

議案番号289番、290番、298番、300番から316番の20議案を除いた32議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして議案番号289番、290番の2議案について審議をいたし

ますが、農業委員会等に関する法律 31 条により、遊佐恭一委員の退席を求めます。

議長 休憩いたします。(14:38)

議長 再開します。(14:39)

議案番号 289 番、290 番の 2 議案について審議をいたします。
質疑ありませんか。

事務局

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。
議案番号 289 番、290 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。(14:40)

議長 再開します。(14:41)

議長 議案番号 300 番から 316 番の 17 議案について審議をいたします。
農業委員会等に関する法律 31 条により、9 番伊藤雄一委員の退席を求め
ます。

議長 休憩をいたします。(14:42)

議長 再開をいたします。(14:42)

議長 議案番号 300 番から 316 番の 17 議案のうち、議案番号 315 番を
除いた 16 議案についてについて審議をいたします。
質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

議長 議案番号300番から316番の17議案のうち、議案番号315番を除いた16議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 続きまして議案番号315番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律31条により、14番邊見勝寿委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(14:43)

議長 再開します。(14:43)

議長 議案番号315番について審議をいたします。
質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
議案番号315番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(14:44)

議長 再開します。(14:44)

議長	続きまして議案番号298番について審議をいたします。農業委員会等に関する法律31条により、20番渡邊が退席いたします。議長を大友職務代理者と交代をいたします。
議長	休憩します。(14:45)
大友職務代理者	再開します。(14:45)
大友職務代理者	議案番号298番について審議をいたします。 質疑ございませんか。 (なしという声あり)
大友職務代理者	質疑なしと認め、採決をいたします。 議案番号298番について、賛成の方の挙手を求めます。 (委員全員の挙手を確認)
大友職務代理者	ありがとうございます。全員賛成と認め、ここで議長を渡邊会長と交代いたします。
大友職務代理者	休憩します。(14:46)
議長	再開します。(14:47)
議長	第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、52議案全て賛成でございますので、許可とし町長に報告をいたします。
議長	続きまして第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ただいま事務局の説明が終わりましたので、第3号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 それでは12月15日に農地保全委員会で現地の確認調査を行っております。福田なほ子委員長より調査結果について報告をいただきます。

福田なほ子委員長 第4号議案、番号20について、現地は南小牛田地区の●●●に位置しており、転用目的は太陽光発電設備の設置です。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号21について、現地は不動堂地区の●●に位置しており、転用目的は建売戸建住宅の建築です。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号22について、現地は北浦地区の●●●●に位置しており、転用目的はアトリエの建物建築と駐車場の設置です。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号23について、現地は不動堂地区の●●に位置しており、転用目的

は携帯電話基地局新設工事に伴う作業スペースや資材置場等の設置です。
農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と
見てきました。

議長

ご苦労さまでございました。

ただいま事務局の説明と農地保全委員会の調査結果の報告が終了しまし
たので第4号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第4号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定につ
いては、4議案全て原案どおり許可相当と意見を付して宮城県知事に進達
をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第12回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員10番

署名委員11番